

今定例会で可決された主な議案

議員提出

○議会の議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事提出

◆平成二十一年度当初予算関係

○一般会計予算(一件)

○特別会計予算(十七件)

○企業会計予算(五件)

◆平成二十一年度補正予算関係

○一般会計予算(一件)

○特別会計予算(十七件)

○企業会計予算(五件)

◆条例の制定

○茨城県消費者行政活性化基金条例

○茨城県健やかこども基金条例

○茨城県雇用創出等基金条例

◆条例の一部改正

○知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○茨城県行政組織条例の一部を改正する条例

○茨城県特別会計条例の一部を改正する条例

○茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

○茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

○茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

○茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

○茨城県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

○茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する

条例

○茨城県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

○茨城県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例

○茨城県景観形成条例の一部を改正する条例

○茨城県都市公園条例の一部を改正する条例

○茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例

○茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

○茨城県図書館協議会条例の一部を改正する条例

○茨城県図書館協議会条例の一部を改正する条例

○茨城県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

○茨城県博物館協議会条例の一部を改正する条例

○茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

○茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

○茨城県障害者自立支援対策臨時特別基金条例の一部を改正する条例

◆その他

○包括外部監査契約の締結について

○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について

○茨城県国土利用計画について

○国及び県等が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について

○霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

ほか四件

「県出資団体等調査特別委員会」を設置

県出資団体は、行政を補完するものとして県民生活に深い関わりを持ち、役割を果たしてきましたが、社会経済情勢の急激な変化の中で、経営状況の悪化や自立的経営が十分なされていないなど、多くの問題が顕在化しています。また、特別会計や企業会計の中には、多額の借入金や一般会計からの繰入れが恒常化し、県財政に大きな負担となっているものもあります。そこで、出資団体や特別会計、企業会計にかかる経営健全化の今後のあり方について調査検討するため、三月十九日の本会議で「県出資団体等調査特別委員会」を設置しました。委員構成は十六人で、次のとおりです。

委員長	西條 昌良	委員	常井 洋治
副委員長	田所 嘉徳	委員	細谷 典幸
委員	高橋 靖	委員	鈴木 亮寛
委員	菊池 敏行	委員	粕田 良一
委員	小池 忠	委員	森田 悦男
委員	鶴岡 正彦	委員	川口 浩
委員	梶岡 博樹	委員	足立 寛作
委員	荻津 和良	委員	江田 隆記



県議会議員

澤島俊光氏逝去

澤島俊光(さわはた・と)氏は、去る一月二十六日午前四時五十三分、逝去されました。六十六歳。澤島氏は、平成二年十二月の県議会議員の選挙(那珂郡選挙区)で当選、以来四期、県議会議員の職にあたりました。その間、農林水産、広報、決算特別委員会副委員長、および環境商工、文教治安委員会委員長を歴任されました。ご冥福をお祈りいたします。

お知らせ

次回の、平成21年第2回定例県議会は、6月5日から18日までの14日間の会期日程で開催される予定です。

月日	曜	議事予定
6.5	金	議会運営委員会 本会議(開会、知事提出議案説明)
6.6	土	
6.7	日	
6.8	月	議案調査
6.9	火	議案調査
6.10	水	議会運営委員会 本会議(一般質問・質疑)
6.11	木	議会運営委員会 本会議(一般質問・質疑、 議案常任委員会付託)
6.12	金	常任委員会
6.13	土	
6.14	日	
6.15	月	常任委員会
6.16	火	安心できる食の確保や提供等に関する調査特別委員会
6.17	水	県出資団体等調査特別委員会
6.18	木	議会運営委員会 本会議(委員長報告、採決、閉会)

安心して食の確保や提供等に関する調査特別委員会

二十一年度から食品表示の監視指導業務等を一元化

昨年三月に委員会を設置して以来、既に十一回の委員会を開催し、県民の食の安全・安心の確保等を図るための諸方策について鋭意、調査・検討を進めています。一月二十二日に開かれた第九回委員会では、食の安全・安心の確保を目的とする条例の骨子案の審議を行いました。また、委員会の活動計画の変更について審議し、委員会の調査期間を平成二十一年六月まで、三か月間延長することにしました。

二月十六日に開かれた第十回委員会では、条例骨子案の審議の続きと、これまでの議論の経過を踏まえ、執行部の今後の施策展開に関する工程表や「食料供給大県」への取り組み

みについて協議を行いました。執行部からは食品表示の監視指導体制の強化策をはじめ、平成二十一年度から、現在は農林水産部で所管しているJAS法に基づく食品表示に関する監視指導等の業務について、食品衛生法を所管する保健福祉部に一元化していくとの方針等が示されました。また、今定例会中の三月十三日に開かれた第十一回委員会では、委員会の調査報告書の骨子案の審議を行いました。今後は、今年の第二回定例会中の委員会で決定する調査報告書や、食の安全・安心の確保を目的とする条例制定に向けて調査・審議を進めていく予定です。